<u>回答先 E-MAIL: kinki@khk.or.jp</u> <u>回答期限10月20日</u> ※ご意見がない場合は、提出不要です

高圧ガス保安関係に対する御意見・御要望

貴機関・貴団体名: 兵庫県高圧ガス協同組合

高圧ガス保安関係に対する御意見・御要望

【議題】高圧ガス保安法逐条解説等の記載の整合性について

逐条解説および関連刊行物における記載内容の整合性について、下記2点の確認をお願いいたします。

- 1. 最新逐条解説(第3条第2項)における「デュワー容器等への充塡は製造とみなさない」という記載と、旧逐条解説の「運用上は密閉容器に限る」との相違について
- 2. 「廃棄」の定義について、逐条解説編と『高圧ガス保安法令の歴史』編での記載の相違について

詳細は別添資料のとおりです。なお、これらは法令解釈を求めるものではなく、KHK発行物の記載内容の文章整合性確認です。

※別添:説明資料(詳細)

注:法令解釈的な質問は対象と致しませんので、予め御了承ください。

【質問】逐条解説(第3条第2項)の記載内容について

1. 関係条文の確認

高圧ガス保安法第3条(適用除外)には、以下のように規定されています。

※断っておきますが、これは最新逐条解説の表記についての質問で、当該条文の法令解釈的な質問ではありません。

(適用除外)

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。 一 中略 二 中略 2 **第四** 十条から第五十六条の二の二まで、第六十条及び第六十一条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

すなわち、密閉しないで用いられる容器(いわゆるデュワー容器など)については、第 40 条以降の規定が適用除外となるものの、第 5 条から第 23 条の 3 までに定める製造に関する規定は除外されていないことが条文上明確です。 したがって、「密閉しないで用いられる容器」への充填行為は、依然として高圧ガスの製造に該当すると解されます。

2. 旧「取締法逐条解説」における記載(根拠原文)

旧「圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法 逐条解説」では、該当箇所において次のように記されています(要旨引用):

「開放容器も製造に該当するが、**運用上は密閉容器へのものに限る**。」 (出典:「圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法 逐条解説」高圧ガス保安協会 1950 年代後半)

この「運用上は密閉容器に限る」とは、当時の兵庫県技官による指導でも、**"手続き上(届出・許可の受付)を簡略化する運用"**を意味し、法的に「製造ではない」とする趣旨ではありませんでした。 すなわち、「開放容器への充填も製造に該当する」が、「届出は受け付けない」という事務運用上の限定です。

3. 現行「高圧ガス保安法逐条解説(2022年版) | の記載(原文)

経済産業省が公開している最新版 『高圧ガス保安法逐条解説(令和 4 年 3 月 28 日改訂)』 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo1_hou_rei.pdf の第 3 条第 2 項(48 ページ)には、次のように記載されています。

(7) なお、ガスライター等の法第3条第2項の内容積1デシリットル以下の容器又は**デュワー容器等の密閉しないで用いられる容器への充塡についても高圧ガスの製造とはみなさないものとして運用されている。** (根拠:旧取締法逐条解説)

4. 問題点と不整合

上記の現行逐条解説における「高圧ガスの製造とはみなさないものとして運用されている」 という表現は、旧逐条解説の「運用上は密閉容器に限る」を、**「製造とみなさない」という法的除外の意味に誤って転化したもの**です。これは、

- 本来は「届出・許可を受け付けない」手続上の取扱いに過ぎないものを、
- 「製造そのものではない」とする文言に書き換えた結果、
- 第13条の「**製造の技術上の基準に従ってしなければならない」**(以下引用)との整合性を失わせています。

第十三条 前二条に定めるもののほか、**高圧ガスの製造は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなけ**ればならない。

もし現行逐条の表現どおり「製造とみなさない」とするならば、 第 13 条の適用も外れ、**火気距離・安全弁・漏洩防止などの製造基準を遵守しなくてもよい**との誤解を生む危険があります。 たとえば液化水素や液体窒素のデュワー間移充填などにおいて、火気距離を確保しなくても法的に問題ないという解釈につながりかねません。

5. 要望·確認事項

以上のとおり、旧逐条における「運用上は密閉容器に限る」は、あくまで**届出手続の簡略化**に関する運用であり、「製造に該当しない」という法概念の変更を意味するものではありません。 したがって、現行逐条 (2022 年版) の「製造とはみなさないものとして運用されている」

という記載は、法条文(第3条第2項、第13条)との整合性を欠き、逐条解説として誤解を招く表現となっているように思われます。 つきましては、 逐条解説作成時における意図、ならびに今後の改訂における文言修正方針について、 経済産業省または KHK のご見解をお伺いしたく存じます。

【質問】逐条解説および「高圧ガス保安法令の歴史」における「廃棄」の定義の整合性について

1. 関係法令条文の確認

高圧ガス保安法第25条(廃棄)経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める**技術上の基準に従ってしなければならない。**

この条文は、「廃棄」の行為そのものを技術上の基準に従って行うことを求めており、 容器の扱いや安全対策を含む「廃棄方法の技術的要件」を定める根拠規定です。

2. 逐条解説 (2022 年版) における記載

『高圧ガス保安法逐条解説(令和4年3月28日改訂)』

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo1_hou_rei.pdf 第 25 条(廃棄)の解説には、以下のように記されています。

※これは逐条解説の表記と KHK 発行紙との齟齬についての質問で、当該条文の法令解釈的な質問ではありません。

- (**廃棄**) 第25条 経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済 産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。
- (解説) 「高圧ガスの廃棄」とは、高圧ガスをその本来の用途に供し得ない様にして捨てることをいい、 廃 棄されたあとの状態は、低圧ガスである場合と限らず、高圧ガスであっても差支えない。

「廃棄の方法」とは、高圧ガスを大気中等に捨てることをいう。 災害の発生のおそれがある高圧ガスの廃棄 は、所定の技術上の基準に従ってすることの規定である。

この記述では、「廃棄」は**ガスの圧力状態に関係なく"高圧ガスのまま捨てる"ことも含まれる**としており、 容器との関係や「容器をどう扱うか」についての記載は見られません。

3. 一方での逐条解説(一般高圧ガス保安規則編)および KHK 刊行物の記載

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220328chikujo3_ippansoku 7 4.pdf

【参考文献】 (1) 『高圧ガス保安法逐条解説 ―その解釈と運用― (一般高圧ガス保安規則編)』 第4編 各論IV-347「第25条 関係通達」より抜粋:

- 一 廃棄は、容器とともに行わないこと。
- (解説) 本号は、文面だけでは読みづらいが、**高圧ガスを廃棄するときは、容器から安全にガスを放出して廃棄することを規定している。** 容器に封入した状態であると、容器の腐食等により、ガスの漏えいや容器の破裂のほか、 誤って弁を開いてガスを噴出させたりするおそれがあることから、 このような行為による災害を防止するため設けられた規定である。

なお、容器を廃棄するときは、法第56条の規定により「くず化」する必要がある。

(運用の実態) 廃棄の基準は、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素に適用されるが、 空気や不 活性ガスであっても、高圧ガスが封入された状態で容器を廃棄すると、 容器の腐食による破裂等により被 害が生じるおそれがある。

このため、上記以外のガスであっても、容器の廃棄に係る「くず化」義務を前面に、 **容器とともに廃棄しないよう指導することが必要と考えられる。**

- (2) 『高圧ガス保安法令の歴史』 (KHK 創立 50 周年記念誌) より:
- 4. 一般高圧ガス保安規則の制定の背景と改正の沿革 (4.3 改正の沿革) ⑦ 廃棄の基準として「廃棄は、容器 とともに行わないこと」が追加されました。 (ガスが充てんされた状態で容器を廃棄しないことの意味であり、放置容器の防止策の一環です。)

4. 記載上の齟齬と実務上の懸念

上記のように、

- 『高圧ガス保安法逐条解説(法本体編)』では、「高圧ガスの廃棄」はガスのみを対象としており、容器についての記述がない。
- 『一般高圧ガス保安規則編』および『法令の歴史』では、「**廃棄は容器とともに行わないこと**」が明示され、容 器廃棄時のくず化義務を強調している。

結果として、**"廃棄"の対象を「ガス」そのものとするのか、「ガスと容器の組み合わせ」とするのかの説明が刊行物ごとに異なっており、** 実務上の判断を行う際に齟齬を生じさせています。

特に、今年(令和7年)5月に発生した「埋設アセチレン容器への掘削機接触による爆発事故」のように、**埋設・放置された容器内にガスが残存していた場合、これを"廃棄"とみなすか否か**が実際の行政指導上の論点となり得ます。この際、逐条解説上の「高圧ガスの廃棄は高圧のままでも差支えない」という表現をそのまま用いると、誤った安全認識を助長するおそれがあります。

5. 要望・確認事項

つきましては、 逐条解説 (法本体編・一般高圧ガス保安規則編) および「高圧ガス保安法令の歴史」における「廃棄」の定義について、下記の点についてご見解をお願い申し上げます。

- 1. 「廃棄は容器とともに行わないこと」という規定は、現行逐条(法本体編)における「高圧ガスのまま廃棄しても差支えない」との記載と整合するのか。
- 2. 上記2つの逐条間の表現の差異は、対象(ガス/容器)の範囲を異にしているのか、それとも記述上の省略によるものか。
- 3. 容器を埋設・放置した状態での「廃棄」行為を防止するためには、どの逐条の記述を根拠に指導すべきか。 以上、逐条間および関連刊行物の整合性について、公式な確認をお願いいたします。